

学校の性教育に対する近年日本における批判動向 —「性教育バッシング」に対する政府対応—

広瀬 裕子

アブストラクト

本稿は、2000年代に日本で繰り返し広げられた学校の性教育に対する批判キャンペーンに対する政府対応の経緯を考察し、文部科学省の官僚的なルーティーンに徹した対応が、高揚していた性教育批判の言説を限定化する緩衝剤として機能した様子を浮き彫りにする。

2002年の国会審議から始まった学校の性教育に対する組織的な批判は、中央および地方レベルの動きが呼応する大掛かりなものであった。東京都では性教育実践に関わって行われた教員処分が訴訟にまで発展するというケースも発生した。こうした性教育に対する組織的批判は、性教育の授業実践に萎縮ムードを生んだ一方で、学校の性教育に関する初めての全国調査の企画を具体化させ、それまで明らかにされていなかった性教育実践の実態が明らかにされることにもなった。得られたデータが示すのは、学校の性教育に対する批判は必ずしも社会に広い支持を得ていたわけではないということであった。

性教育の処遇の再検討を始めた文部科学省は、性教育批判を精力的に進めていた自民党と与党の動きと呼応しながらも、中教審に検討をゆだねるなど通常のルーティーンに則った対応に徹し、結果的に批判を沈静化させる緩衝材として機能した。

キーワード：性教育 学校 批判 「性教育バッシング」 文部科学省 中央教育審議会

はじめに

本稿が行うのは、2000年代に日本で繰り返し広げられた学校の性教育に対する批判動向の分析である。とりわけ、政府対応の経緯に焦点を当て、文部科学省の官僚的なルーティーンに徹した対応が、高揚していた性教育批判の言説を限定化する緩衝剤として機能した様子を浮き彫りにする。主な分析素材は、国会審議、中央教育審議会における審議である。関連して批判キャンペーンを契機として具体化した学校の性教育に関する日本で初めての全国調査の結果概要と、

性教育実践に関わる教員処分事件の裁判事例にも触れる。

現在の日本の性教育制度の基本枠では、性教育はすべての教科で扱われることが望ましいとされており、性教育独自の学習指導要領はしたがって存在せず、関連する教育内容はそれぞれ対応する教科で扱うようになっている。小学校体育科保健領域では思春期の身体の変化、異性への関心の芽生え、年齢とともに発達する心、不安や悩みへの対処などが扱われる。中学校保健分野では身体機能の年齢による発達、思春期の生殖にかかわる機能の成熟、思春期の変化に

対応した適切な行動が扱われる。高等学校保健体育科科目保健では生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理、異性を尊重する態度や性に関する情報等への対処、適切な意志決定や行動選択などが扱われる。高等学校家庭科では男女が協力して家庭を築くことの重要性、家族や家庭生活の在り方など扱われる。特別活動では望ましい人間関係の育成、心身ともに健康で安全な生活態度の育成、健全な生活態度や習慣の確立、生命の尊重、男女相互の理解と協力、性的な発達への適応、コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立などが扱われる。道徳では友だち（男女）仲よく助け合う、生命を大切にすることなどが扱われる¹⁾。性教育を担当するための特別資格は不要である。

授業計画の指針となるガイドブックは、中央政府及び各自治体等により作成されている。中央政府によるガイドブックの最新のものは、『学校における性教育の考え方、進め方』²⁾である。内容は次のような構成になっている。

- 第 1 章 学校における性教育の基本的な考え方
- 第 2 章 発達段階等に応じた性教育の目標及び指導内容
- 第 3 章 性教育の具体的な指導方法
- 第 4 章 性教育における家庭・地域との連携
- 第 5 章 性の逸脱行動に関する指導
- 第 6 章 性に関する指導の具体的事例とその考察

同書は、「学校における性教育の基本的な目標」を記す中で、性教育を、人格の完成、男女平等を柱とした科学的知識に基づく総合的な教育であるとして、次のように述べる。

学校における性教育は、児童生徒等の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的と

し、人間の性を人格の基本的な部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、科学的知識を与えるとともに、児童生徒等が生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもつことによって、自ら考え、判断し、意思決定の能力を身に付け、望ましい行動をとれるようにすることである。

この場合、人間尊重、男女平等の精神は、学校の全教育活動を通じて徹底を図らなければならないが、人間の生命や男女の在り方、生き方、などを直接扱う性教育では特に重要であり、性教育の基本目標のそれぞれを貫く精神として認識されていなければならない。

（『学校における性教育の考え方、進め方』 p.9）

現在の日本の性教育の土台となる基軸認識である。

戦後を通じて、性教育は折に触れて議論されているが³⁾、おおよそ議論に関与したのは性教育に関心を持つ専門家などであり、議論の影響的広がりも限定的なものであった。本稿が分析対象とする、2000年代に展開された性教育批判キャンペーンは、性教育が教育領域にとどまらずにむしろ政治領域を主要な舞台として繰り広げられた。教員に対する処分事案も生じ、マスコミには時にワイドショーの話題として広く取り上げられるなど、従来議論にはない質とスケールを持って展開した。論議の方向を左右するファクターとして親の意向が関与したことも、従来議論には見られなかった新しい特徴として押さえることができる。

2000年代に展開したこれら一連の性教育批判の動きは「性教育バッシング」とも称され⁴⁾、数年間に亘って継続し、学校の性教育実践に抑制的な空気を作ったとされる。しかし同時に、

批判派の要請に応える形で日本で初めて学校における性教育実践の全国調査が具体化するという副産物があったことは特筆に値する。全国調査により、それまで明確でなかった諸事実が明らかになっている。

1 2002年性教育批判キャンペーン

批判キャンペーンの端緒は2002年の国会論議で行われた民主党議員山谷えり子による教材批判であった。ふさわしくない事柄が性教育で扱われているというここで使われた批判論理は、これ以後一貫した批判キャンペーンの主張論理でもある。それまでの性教育議論が教育領域を超えることが少なかったことを想起すると、この批判キャンペーンが国会論議から始まったことは、この動きが従来の動きとは異質であることを象徴的に示している。

1-1 国会論議における性教育批判

1-1-1 2002年衆議院文部科学委員会審議

2002年5月29日の衆議院文部科学委員会において、当時民主党議員であった山谷えり子は、小学校と中学校に広く配布されていた性教育小冊子副教材『ラブ&ボディ BOOK』を取り上げ、その中の避妊用ピルに関する記述が偏向し不適切であるとして、次のように問題提起を行った。

山谷えり子

「思春期のためのラブ&ボディ BOOK」これを作成したのは財団法人母子衛生研究会、所管官庁、厚生労働省でございます。これは150万部、中学生全員に配る。「思春期をむかえたみなさんに「健康な心とからだや性」について正しい理解をしていたくために作られた教材です。」というふうに書いてあります。(略) 中絶について、

「もしや…と思ったら」「日本では中絶することが許されている。」「妊娠22週をすぎると法律で中絶は禁止。産むしかなくなっちゃう。」最後には「望まない妊娠」は、とにかく避けないといけない」とは書いてあるんですけども、とにかく、教科書もそうなんです、セックスが命をはぐくむ営みだという、重く神聖なものという視点が非常に欠けた書き方をしております。(略)「ピル…失敗率1%」「女の子が自分で避妊できるのが最大のメリット。」とか「薬局では売ってなくて、産婦人科でお医者さんと相談してから使うんだ。また、ピルには月経痛をやわらげる、月経の出血量を少なくするなどはたらきもある。」というふうに、これを読むと、避妊のために産婦人科に行かなくて、月経痛だと言って行けばピルをもらえるよというような、恐らく今の中学生はそういう読み方をするんだと思うんですね。つまり、秘密の入手方法もちゃんと丁寧に指導してくれている。(略) メリットしか書かれておらずに、全体としてこれは奨励するような内容になっております。

(衆議院文部科学委員会2002年5月29日)

山谷の問題提起に対して、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝が政府参考人として、その教材は2000年度に設置した検討委員会の報告書に基づいて作成されているもので内容的に問題はないと説明する。

岩田喜美枝政府参考人

望まない妊娠を避けるためには、そのための具体的な避妊方法も含めて教える必要があるということで、避妊の方法として、コンドームのほか、ピルや女性用コンドー

ムなど、女性が主体的に選択できる方法も解説する必要があるというふうに研究会では言っております。(略) 御指摘の「ラブ & ボディ BOOK」は、この研究会報告を踏まえまして、(略) 中高生に関心を持って読んでいただく、(略) 特に問題があるというふうには思われませんでした。

(衆議院文部科学委員会2002年5月29日)

この説明に対して山谷は、避妊用ピルの問題点を列挙した上で、やはりこのような副教材は望ましいものではないのだと文部科学大臣に見解を求めた。文部科学大臣遠山敦子は、冊子についての文部科学省の見解は必ずしも厚生労働省の見解とは同一ではないという趣旨も交えながら、しかし教科書には問題はないと次のように応える。

遠山国務大臣

御指摘の冊子の策定に当たりまして、旧厚生省、それから財団法人母子衛生研究会から内容などについて相談を受けたことはなく、関与しておりません。(略) ピルのメリットについては説明している一方、デメリットについての説明がないという御指摘でございます。(略) ピルのデメリットにつきましては、教科書の方ではきちんと触れているようでございます。

(衆議院文部科学委員会2002年5月29日)

山谷は、教科書の内容にも問題はあるのであり、教科書の検討も必要であるとして次のように指摘する。

山谷えり子

ややもすれば、教科書あるいは教育の現場の中で、(略) 年齢による発達段階、成

熟度合いを無視したような(略) 傾向がごろ強くなっているのではないかというふうに感じております。この「ラブ & ボディ BOOK」の方も、恐らく性の自立という、これは進歩であるというような発想のもとで教育しようということで、こういうような書き方になってしまったんだというふうに思います。筆が滑っただけでは済まないこととございまして、やはりここで一度、保護者とか宗教者、発達心理学の関係者あるいは子供に対する意識調査などで意見を聞いて、何をどう教えたらいいんだろうかということを引きちんと見直す検討会というものを設けられたらいいかがか。

(衆議院文部科学委員会2002年5月29日)

文部科学大臣は、教科書は現状においても十分検討された上で作られており特段の検討をする意向はないということ、しかし実際の授業は慎重にすべきだと応じてこの年の論議は終わった。

このような国会の審議に並行して、各地で同様の問題提起が行われていた。結果、「ラブ & ボディ BOOK」は、学校から回収されて絶版となった⁵⁾。

1-1-2 2005年参議院予算委員会審議

衆議院での審議の3年後、2005年3月4日の参議院予算委員会で論議が再燃する。この時は自由民主党の議員になっていた山谷は、いわゆる「ジェンダーフリー」⁶⁾ 教育を批判的に取り上げ、「ジェンダーフリー」および「ジェンダー」という用語の公的な領域での使用を禁止すべきだとした。話題は徐々に性教育に移り、山谷はいくつかの授業事例を取り上げて不適切な性教育教材が使われていると総理大臣に意見を求めた。

山谷えり子

資料3(略)は、吹田市の小学校1、2年生用、教育委員会が発行している性教育の副教材でございます。上から4行目、「お父さんは、ペニスをお母さんのワギナにくっつけてせいしが外に出ないようにしてとどけます。」と書いてございます。(略)こんな教科書を子供たちに読ませている。許せない。次のページ(略)これはセックス人形と言われているもので、東京都(略)教育委員会が調べたものです。80の小学校からこのセックス人形が出てきました。(略)性技術をこういう人形を使って教えるわけです。(略)都知事は、校長の降格を含め、服務規律違反もございましたが、116人の教員を処分いたしました。(略)このような教材、小泉総理、(略)どういふふうにお考えでございましょうか。

(参議院予算委員会2005年3月4日)

総理大臣は、やや大げさなトーンを添えて山谷に答えた。

内閣総理大臣小泉純一郎

これは、今私も初めて見たんですけどもね、この図解入りの、これはちょっとひどいですね。

(参議院予算委員会2005年3月4日)

この答弁の様子はテレビ報道され、映像はワイドショーなどでもしばしば使われた。山谷は、文部科学大臣に質問を向け、このような授業は学習指導要領に反し教員が暴走しているのではないかと見解を求めた。文部科学大臣中山成彬は、行き過ぎた性教育は望ましくないと山谷の趣旨に同意して答える。

国務大臣中山成彬

特定の考えの方が行き過ぎた性教育を行っているということは、これはとんでもないことだと、こう思っていて、文部科学省にそういった情報が寄せられたときはすぐに各都道府県の教育委員会に対して適正にやるようにということで指示しているわけでございます、(略)その子供たちの発達段階に応じてきちっと教えるべきものは教えるということでございまして、行き過ぎた性教育というのは、これは本当に子供のためにも、また社会のためにもならぬと、こういうふうに考えておるところでございます。

(参議院予算委員会2005年3月4日)

「行き過ぎた」性教育を問題であるとする文部科学大臣の見解をふまえて、山谷は文部科学省にこの問題への対処を求めた。

山谷えり子

是非、中教審でやる、あるいはまた全国調査をやる、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(参議院予算委員会2005年3月4日)

文部科学大臣はその求めに応じ、「今度の中教審においてはタブーを設けず議論するということになっていますから、この性教育についてもきちっとやはり議論していただきたい⁷⁾と、中央教育審議会での検討を期待した。山谷は性教育調査についても対応することを求める。

山谷えり子

小泉総理が、見直す必要があるんじゃないかということで、実は全国調査をしてくれということが言われたんですね。そして、

東京都に続いて神奈川県だけがしました。しかしながら、発表されておられません。なぜならば、教職員組合と密約が交わされまして、結果は発表しない、教職員は処分しないということで調査されたんです。(略) こういう現状をどうお考えですか。

(参議院予算委員会 2005年3月4日)

文部科学大臣は、調査についてはする方向で考えなければならないが「どういうふう to 調査するのか、なかなか難しい面も」⁸⁾あると言葉を濁した。それに続く山谷の更なる要求に対して、文部科学大臣は最終的に次のように実施する意向を示した。

国務大臣中山成彬

まあこの性の問題、性教育の問題というのは、(略) やはり私は神秘的なもの、神聖なものだろうと思うので、それを一斉に調査して、それを公表することが本当にいいのかどうか分かりませんが、(略) そういうふうな御意見が強いのであれば、それはまた文部科学省としても調べる方向で検討したいと思います。

(参議院予算委員会 2005年3月4日)

文部科学省は、翌月 2005年4月から7月にかけて性教育の実態について全国調査を実施した。この調査は日本で初めての学校の性教育についての全国調査となった。

1-2 都立七生養護学校事件

2005年の衆議院予算委員会で山谷が言及したように、性教育に関わって教員の処分に繋がる案件が東京都で起こっていた。2003年7月2日の東京都議会で都議会議員土屋たかゆきは、都立七生養護学校を含むいくつかの学校の性教

育を取り上げて、不適切な性教育が行われており早急に調査をし教材を廃棄処分にすべきだと問題提起を行った⁹⁾。2日後の7月4日に、東京都教育委員会及び都議会のメンバーが七生養護学校に赴き、多数の教材を没収した。2ヶ月後の9月、性教育を理由にした七生養護学校の教員を含む102人の東京都内の学校の教員が処分された¹⁰⁾。

性教育を理由とした七生養護学校の教員の処分は、2つの訴訟として提起された。1つは教員の名誉毀損に対する損害賠償等請求事件¹¹⁾、もう1つは元校長の懲戒処分等取消請求事件である¹²⁾。前者は性教育を明確に争点としたもので、東京地方裁判所、東京高等裁判所それぞれにおいて原告の主張が認められ、都議会、東京都、東京都教育委員会に一部不法な行為があったとされた。東京高等裁判所は、判決の中で学習指導要領を詳細に検証し、準拠が求められる学習指導要領それ自体が、性教育に関する記述は抽象的で断片的であり、性教育についての明確なビジョンを示してはいないとした。そして、たとえば都による現状解釈に限定されずに多様に解釈することが可能となっているという趣旨で次のようにいう。

以上のようなことにも鑑みると、学習指導要領における性に関する定めは、部分的ないし断片的かつ非体系的であり、学習指導要領が「性教育」に関してどこまでのことを定めているのかいないのかということの理解に関しても、様々なニュアンスの違いがあり、そのこと自体が多義的であるといえることができる。

(東京高等裁判所平成21年(ネ)第2622号、平成23年9月16日第2民事部判決。)

2 性教育に関する全国調査

文部科学省が実施した性教育に関する全国調査は、性教育批判キャンペーンが生み出した特筆すべき副産物である。学校で不適切な性教育が行われているという山谷えり子の訴えに応じて文部科学省が実施した経緯であるが、皮肉なことに、調査結果は必ずしも山谷が主張¹³⁾するような、不適切な性教育が行われているのは一部の学校でないという批判派の見解を支持するものとはなっていない。文部科学省の調査に続いて、研究者チームによる全国調査も行われた。2つの調査によって、それまで明確ではなかった学校における性教育の基本的なデータが収集された。

2-1 文部科学省による調査

文部科学省が2005年3月4日の衆議院予算委員会において実施を約束した性教育の全国調査は、2005年4月から7月にかけて実施され、調査結果は2005年12月に公表された。文部科学省が述べるこの調査の目的は、「最近、児童生徒を取り巻く環境の変化の中で、「最近、児童生徒の発達段階や受容能力等を踏まえていない性教育が実施されている学校があると指摘されている」こともあり、「公立義務教育諸学校における性教育の取り組みの実態を把握する」ためとした¹⁴⁾。性教育批判に端を発した調査とはいえ、調査そのものは、性教育領域の教育行政と学校経営に焦点をあてて実態の基本的枠組みを問うオーソドックスな設問によって構成されている。

調査は、すべての教育委員会（47都道府県教育委員会、2420市区町村教育委員会）と、すべての義務教育諸学校（22274小学校、10155中学校、803特別支援学校）を対象とする悉皆調査として行われた。調査事項は、都道

府県教育委員会と市区町村教育委員会に対しては性教育に関する指導方針（手引き・通知等）、教師用指導資料、児童生徒用教材・学習用資料の作成状況、学校に対しては性教育の取り組み状況、そして、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、公立義務教育諸学校に対する保護者等からの苦情・問い合わせ状況及びその対応についてである。

調査結果が明らかにしたところによると、すべての義務教育諸学校で何らかの形で性教育が行われていた。授業指針は、市区町村教育委員会より都道府県教育委員会が用意していることが多い。授業計画を作成している学校は67%、性教育に関する学内委員会を設置している学校は31%となっている。教材としては教科書の他、副教材本、ビデオ、自主作成教材が使用されており、教育内容と教材の選択は委員会などよりは担当教員が行っているのが実情であることも明らかとなった。また、助産師などの外部講師を招く授業は、小学校よりは中学校の生徒対象の場合に多く行われている。保護者へ性教育の内容について説明する手段としては、「学校・学年・学級だより」を出す方法が最も一般的で小学校の80%と中学校の59.6%で行われているが、授業の内容についてどのような形態でも保護者に説明をしていない小学校が44.5%、中学校が33.1%あった。保護者等からの苦情や問い合わせは、都道府県教育委員会に対しては総数22件、市区町村教育委員会に対しては総数68件、直接学校に対しては総数539件あった¹⁵⁾。組織的な批判キャンペーンが行われていた時期のものであることに鑑みると、むしろほとんどの地域と学校は性教育に関する苦情や問い合わせを受けていなかったと解釈すべき調査結果である。

2-2 研究者チームによる調査

文部科学省が全国調査を実施した2年後に、

橋本紀子らの研究者チームが、全国の一定規模以上の中学校を対象にして、性教育の実施の方法等について全国調査を行った。文部科学省による調査が性教育の行政的運営的側面を明らかにしたとすれば、橋本らの調査は学校内で性教育がどのように扱われているかを明らかにしている¹⁶⁾。

調査結果によると、性教育授業に当てられている授業時間の平均は年間3時間で、性教育が行われている教科は保健（全回答学校の81.2%）、学級活動（52.8%）、道徳（33.6%）であった。扱われているトピックは、「思春期における身体の変化」「妊娠と出産」「性感染症」については80%以上の学校で扱われている一方で、「自慰」「避妊」「性に関する相談先」について触れていた学校は40%以下、「性の多様性」は10%以下であった。生徒に対する知識を問う26の質問の正解率の平均は男女ともに低く、「分からない」を選択した者の割合が顕著に高かった。子どもの性に対する保護者の関心は概して高いが、実際に自分の子どもに家庭で教えている内容と、中学校で指導してほしい内容では、保護者は生理学的な性知識や正確な性情報は学校で教える方が適していると考えているとされ、女子に関しては大部分の保護者が家庭で月経について実際に教えている一方で、男子には射精についてほとんど教えていないことなども明らかにされている¹⁷⁾。

調査結果をうけて橋本は、性教育の授業に当てられている時間数は十分とはいえず、生徒の知識については特に生理学的解剖学的な知識が不足していると総括している¹⁸⁾。

3 中央教育審議会における性教育審議

性教育批判の動向を受けて、中央教育審議会が性教育の検討に着手したのは、2004年である。

性教育の見直し作業を担当したのは、中央教育審議会初等中等教育部の教育課程部会内に設けられていた「健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会」である。特定の教科に限定的に配置されない性教育は、通常、文部科学省では健康教育の担当部署で扱われている。

健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会（以下専門部会と記す）は2004年から2007年まで約3年の期間をかけて17回の会議を重ねた。2004年に始まった同専門部会の審議は、2002年の衆議院文部科学委員会で提起された性教育批判を受けた時系列的関係になっている。専門部会の審議進行中の2005年3月4日には、参議院予算委員会で2度目の論議が起こった。専門部会での性教育に関する再検討・見直し作業は、折からの2009年版学習指導要領の改訂作業に統合集約される。

同専門部会は、自らに課されていた体育・保健の2つの分野の「初等中等教育修了の段階で、すべての子どもたちが身に付けているべきミニマムは何か?」についての議論を第12回までに一段落させ¹⁹⁾、第13回からは「体育科及び保健体育科教育等の改善充実について」という議題で、学習指導要領をどのように変更するかの議論に入った。

自由民主党内には、政府の要職にあった安倍晋三を座長として2005年に「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」が作られており、文部科学大臣中山成彬をはじめとして政府関係者の中に性教育批判を支持する動きがあった。山谷が参議院予算委員会の中で文部科学大臣に中教審での議論を求めたのは、性教育批判の主張が中教審にも共有されうる状況があったと判断したからであろう。しかし、この専門部会の議論は、必ずしも全国展開した性教育批判の論調に共鳴するトーンで進んだわけではない。

3-1 性教育批判に対応する方向性の設定

同専門部会の審議計画の中では、性教育は食育と並んで、「学校教育活動全体を通じて取り組むべき課題」と位置づけられて²⁰⁾議論された。性教育が主として論じられたのは、第4回(2004年12月21日)、第5回(2005年1月31日)、第7回(2005年6月20日)、第9回(2005年7月14日)、第11回(2005年7月14日)、第14回(2006年8月16日)、第16回(2007年8月27日)、第17回(2007年9月4日)の会議である²¹⁾。

性教育に関する初回の議論となった第4回会議に、事務局を構成する文部科学省の担当者は「性教育」に関する主な検討課題等について」という資料を用意し、性教育について検討する土台を提供した。事務局が用意した性教育に関する検討事項は、教えるべき内容の明確化と体系化を軸として、児童生徒の発達段階、保護者や地域との連携、集団指導と個別指導の適切区分を3つの留意点としている。すなわち、次のようなものである。

「性教育」に関する主な検討課題等について

(1) 「性教育」について

- 学校における性教育は、「体育」、「保健体育」をはじめとする関係教科で指導されている。しかしながら、「性教育」については、様々な考え方が論じられている。今後、学校において望まれる性教育とは何かということを明確にしていくべきではないか。

(2) 関係教科等における性教育に関する指導内容の体系化について

- 保健体育以外の関係する教科等において行われる指導について、性教育という観点から何を行うのかより明確にすべきではないか。
- 関係する教科等における性教育に関す

る指導内容について、児童生徒の発達段階を踏まえたものとなっているかといった観点からより体系化を図る必要があるのではないか。

(3) 指導計画の作成等に当たって留意点等について

- 学校における体育・健康に関する指導については、一般論として、総則で「家庭や地域社会の連携」の必要性が明示されているが、特に、学校において性教育を行うに当たっては、以下のような留意点をより明確にする必要があるのではないか。

(具体例)

児童生徒の発達段階(受容能力)を十分考慮することが重要であること。家庭、地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を十分に得ることが重要であること。集団に一律に指導すべき内容と、個々の児童生徒の抱える個別の問題に応じ、個別に指導する内容を適切に区別すること等。

(健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第4回会議配付資料。「性教育」に関する主な検討課題等について」2004年12月21日。)

会議では自由な意見交換が行われたと推察され、委員からは現実的な観点から性教育の課題がカタログ的に提起されている。それら多様な意見は事務局によって分類整理され、性教育に求められる内容、集団指導と個別指導、保健の指導内容、関係する教科における役割分担の明確化、学校における性教育の指導体制、指導方法の工夫・改善、学校と家庭や地域との連携、にまとめられた²²⁾。

専門部会発足後に再燃した2005年3月4日の参議院予算委員会での論議は、第7回会議で扱われている。参考資料として、山谷と総理大臣及び文部科学大臣とのやりとりを記した「平成17年3月4日（金曜日）参・予算委員会会議録（抜粋）」および文部科学省の性教育についての対応方針をまとめた「文部科学省における性教育への取組について」が配布されている。前者資料に抜粋された予算委員会では、先に見たように、文部科学大臣が性教育に関する全国調査と中央教育審議会での検討に前向きな意向を示していた²³⁾。後者資料「文部科学省における性教育への取組について」は、次のようなものである。

1. 性教育を進めていく上での基本的な考え方

学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に沿った時期と内容で実施すること。保護者や地域の理解を得ながら進めること。個々の教員がそれぞれの判断で進めるのではなく、学校全体で共通理解を図って実施すること。

2. 現在の取組

性教育のあり方について周知徹底

指導用参考資料の作成・配布。各種研修会の開催。性教育に関する実践的な調査研究。学校における性教育の取組みについての調査研究。

3. 今後の取組

性教育の在り方について周知徹底

各種研修会の開催。実践事例集の作成・配布（平成16、17年度）。調査研究の結果得られた望ましい取組例、全国に参考となる取組例について、性教育に関する事例集として作成・配布。文部科学省主催の指導者講習会を全国

で開催（平成17年度～）。教員等を対象とした性教育の指導者講習会を全国数箇所において開催。

実態の把握

実態調査を実施（平成17年4月～7月）全国の公立学校を対象とした実態調査と都道府県教育委員会からのヒアリングを実施。国民の意見聴取（平成17年3月18日～5月30日）。教育御意見箱を文部科学省ホームページ上に開設し、意見等を募集。

性教育に関する検討

中央教育審議会での議論（平成17年度～）。性教育に関する実態調査の結果や教育御意見箱に寄せられた意見等を踏まえて、性教育の在り方について中央教育審議会で議論する。

（健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第7回会議配付資料。「文部科学省における性教育への取組について」2005年6月20日。）

同資料は、文部科学省が3月4日の参議院予算委員会での論議を受けてその2週間後の3月18日から文部科学省ホームページ上で意見等を募集し、また4月から全国調査を実施するなど、批判キャンペーンに迅速に呼应している様子を示している。とはいうものの、ここで示されている実務の方向性は、児童生徒の発達段階を考慮して保護者や地域の理解を得ながら進めること、および、学校全体で共通理解を図って実施することであり、第4回に提示された内容と大きく変わるものではない。

第7回会議で委員から出された意見は次のようなものである。すなわち、性教育の目標やねらいを学習指導要領に明記する必要がある、性教育は道徳や特別活動においても指導内容を示すことが必要、望まない妊娠や性感染症などの

問題については道徳の問題も含めて取り組むべき、コンドームを扱う前に「性交すべきでない」ということを教えるべき、文部科学省や教育委員会が性に関する知識を保護者に配布し学校と連携して教育を行うべき、さらなる指導が必要な子どもには個別指導すればよい、保護者が性教育について責任を果たすべき、問題となっている行き過ぎた性教育は実際は少なくむしろ積極的に取り組もうとしない場合が多い、などである。行き過ぎた性教育が行われているという批判の論点を念頭においた審議になっているといえるが、子どもたちに性行動について慎重であれという方向性や、学校での性教育に親を積極的なアクターとして位置づける発想、あるいは個別指導と集団指導それぞれにふさわしい教育内容を精査するという手法そのものは、自由主義路線が社会改革的意味あいを持っていた1970年代までとは異なり、自由化による問題にも対処しなければならなくなっているこの時期にあっては、きわめて穏当で順当な路線であり、批判キャンペーンに素朴に同調する類いのものではない。

性教育に関して検討された内容は、同専門部会の最終報告書²⁴⁾の中では、最終セクション「VIその他」²⁵⁾の中に「(1)」として²⁶⁾置かれた。同報告書には、最終的に合意された論点として次の3点が記されている。第1に、学校における性教育については、子どもたちは社会的責任を十分にはとれない存在であり、性感染症等を防ぐという観点からも、子どもたちの性行為については適切ではないという基本的スタンスに立って指導内容を検討していくべきであるということ、第2に、性教育を行う場合に、人間関係についての理解やコミュニケーション能力を前提とすべきであり、その理解の上に性教育が行われるべきものであって、安易に具体的な避妊方法の指導等に走るべきではないということ、

そして第3に、性教育においては、集団で一律に指導（集団指導）する内容と、個々の児童生徒の抱える問題に応じ個別に指導（個別指導）する内容の区別を明確にして実施すべきであり、学習指導要領に関する検討に当たっては、特に集団指導の内容について議論すべきであること、である。

集団指導と個別指導の併用は当初から事務局が用意していた論点であるが、子どもたちの性行為を推奨しない姿勢、性教育を人間関係やコミュニケーションの教育と位置づけてそうした観点抜きにした避妊指導等を望ましくないとする理解は、議論の中で追加されたものである。両方とも、子どもたちがおかれている今日的な問題状況を想起した場合は順当な見解である。

3-2 学習指導要領改訂への見解集約

第12回会議において専門部会の最終報告書が作られた後で、審議は学習指導要領の検討に移っていった。審議は、事務局が用意した資料「体育科・保健体育科の現状と課題、改善の方向性（検討のたたき台）」を下敷きに進められた²⁷⁾。同たたき台資料は、性教育を、食育及び安全教育とともに、本体部分から分けて「学校教育全体（教科横断的な内容）の現状と課題、改善の方向性（検討のたたき台）」として次のように提示した。

現状と課題

1 現状

学校における性教育は、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する科学的知識を理解させるとともに、これに基づいた行動がとれるようにすることをねらいとしており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳等を中心に学校教育全体を通じて指導することとしている。

2 課 題

- 学校における性教育については、心身の機能の発達に関する理解や性感染症等の予防の知識などの科学的知識を理解させること、自分や他者の価値を尊重し、相手を思いやる心を醸成することなどが重要であるとの指摘。また、学校において心のつながりや命の尊厳も重視することが必要との指摘。
- 近年、児童生徒の体格が向上する一方、性に関する情報の氾濫など、児童生徒を取り巻く社会環境は大きく変化している。また、若年層の性感染症の問題や人工妊娠中絶の問題があるとの指摘。集団的指導と個別的指導の連携を密にすることが課題。

改善の方向性

- 1 性教育については、発達段階を踏まえて各学校段階や各教科等における指導内容を明確化することを検討してはどうか。
- 2 また、集団的指導や個別的指導など指導方法や指導体制を工夫し、各教科等において、関連した指導を行うよう配慮することを検討してはどうか。例えば、集団的指導と個別的指導の連携を密にするために、指導に当たっては、発達段階を考慮すること、学校全体で取り組むこと、保護者の理解を得ることなどに配慮することを重視してはどうか。
(「体育科・保健体育科の現状と課題、改善の方向性（検討のたたき台）」健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第13回会議配付資料。2006年8月8日。)

論は、第14回会議から本格的に行われている。第14回会議では、方向性についてはたたき台に示された内容が共有され、委員からは語句や表現についての修正提案などが出されている²⁸⁾。第16回及び第17回会議では、話題は性教育批判に直接及んでいる。斉藤けさ子委員は、行き過ぎた性教育があると指摘されていることに触れ、集団指導としての性教育をやりやすくするためにも、道徳、保健体育、学級活動で教えるべき事柄を明確にする必要があると述べた²⁹⁾。教育内容を明確にすべきという斉藤の提案に事務局今関³⁰⁾調査官は、「学習指導要領に書かれることというのは、かなり包括的なことになると思います」と応じ、遠回しに不同意を表明している³¹⁾。

堀内比佐子委員は斉藤の発言を受けて、性教育ではエイズや性感染症あるいは人工妊娠中絶ばかりが話題になる傾向にあるとして、性教育はもう少し広くとらえていかなければいけない、と述べる³²⁾。勝野眞吾委員はそれに賛同し、エイズや性感染症や人工妊娠中絶は喫煙や飲酒とともに青少年期のリスク行動としてくくって系統的に教育したほうがわかりやすく、学校での性教育はオーソドックスなところを扱う方が整理しやすく指導もしやすいと述べる³³⁾。性教育批判に沿いながらも、より大局的な次元での意見交換がなされている。

第17回会議の論議の中で、事務局による用語変更の提案がなされた。一見些細に見える用語変更という案件に、文部科学省が性教育をどのように処遇しようとしたかを見ることができると述べる。事務局用意の資料「食育、安全教育、性に関する指導に関する現状と課題、改善の方向性（検討素案）【見消版】」を説明しながら、今関審議官は次のように性教育を指す用語を変更する旨説明する。

このたたき台をもとにした性教育に関する議

今関審議官

性教育については、これまで、各教科横断の名称として用いてまいりましたが、事務局において表現を整理し、これまで「性教育」と表現していたものを「性に関する指導」ということで統一しております。それは学習指導要領上、今回の改善において、「性教育」という定義を新たに作成していくものではないということでございます。したがって、現行の整理としての「性に関する指導」と統一して表現しております。

(専門部会第17回議事録、2007年9月4日)

こうした用語の変更提案について、野津有司委員が、変更するべききちんとした理由があるのかと尋ねる。

野津

文科省関係の冊子では、以前には「性に関する指導」という表現が用いられてきた中で、最近の冊子で「性教育」という用語にした経緯があります。その時に、その改めたことについて様々な声があり、少し話題になったことを記憶しております。この度のところで、「性教育」ではなく、また「性に関する指導」と表記している辺りについて、きちんとした理由で説明できるようなことがあるのでしょうか。その点の慎重な検討が必要だと思います。

(同上、専門部会第17回議事録)

今関は、用語変更の意図に関わって次のような説明をした。

今関審議官

これについては、「性教育」という言葉

や、「性に関する指導」の用語の示す内容については、解釈がまちまちであるという現実を認識しておりまして、今回の改善において、「性教育」というものを新たに位置づけて作成していくものではないという整理で、「性に関する指導」とするとしております。

(同上、専門部会第17回議事録)

ひたすら間接的な表現でなされる説明からは、性教育の呼称変更を提案した事務局の真意を汲むことは難しい。しかしながら、少なくともこの用語の変更は、現状使われていた「性教育」という用語を1980年代まで使われていた「性に関する指導」という用語に戻す趣旨、あるいは「性教育」という用語をこの時点では避ける趣旨ではある。われわれがここでの用語変更注目しなければならないのは、ここでの変更が専門部会に続く教育課程部会での更なる用語変更につながっていくからだ。教育課程部会では、専門委員会の提案した「性に関する指導」ではなく「心身の成長発達についての正しい理解」という用語が使われるようになる³⁴⁾。この一連の用語変更によって、性教育領域を検討したセクションは、「性」に関するという特定領域を意味するニュアンスそのものを手放すに至るのである。

一方、同専門部会第17回会議に出席していた教育課程部会委員田村哲夫は、性教育批判が国会で取り上げられたことに言及しながら、性教育の今後の方向性を出すことが同専門部会に期待されているのではないかと次のように述べる。

田村

課長がいらっしゃるから言うまでもないと思うんですけども、ただ、性教育の間

題というのは、中山大臣のときに提議されて、今回である程度答えを出す必要があるのかなと思っているんですけども、個人的には。

(同上、専門部会第17回議事録)

専門部会で行われている議論では、提起されている性教育批判の趣旨に十分に答えてない、という懸念の表明であろう。これに対して高橋課長³⁵⁾は、間接的に次のように応じた。

高橋課長

内容については、ぜひここでご議論いただいたものを、また教育課程部会でもご議論いただくようにしたいと思います。ご説明があったかと思いますが、今日、資料3でお配りしているものが、これからとりまとめを進めていく全体の目次でございまして、今ご議論いただいているような教科横断に取り組むべき課題というのは、7の(4)のところに項目を設けております。

(同上、専門部会第17回議事録)

文字通りには、性教育に関する議論は同専門部会で終わるのではなく、教育課程部会に上げたあとでも継続可能なので、同専門部会では現在予定された計画に沿った議論をすすめたいという趣旨であるが、直裁にいえば、必要であればそちらの教育課程部会でやっていただければよろしい、同専門部会ではこれ以上の議論をすることは必要だと考えていない、ということであろう。

ひとしきりの議論をまとめて、今関審議官は次の点を審議結果に挿入する提案をする。すなわち、発達段階を踏まえること、保護者の理解を得ること、それから学校全体で取り組むことである³⁶⁾。この3点の挿入を以て性教育批判に

対する同専門部会の見解としたいという趣旨である。しかし、こうした論点の挿入だけでは、性教育批判が提起した問題に十分応えたことにはならないという趣旨で、同じく同専門部会の会議に出席していた教育課程部会委員井上孝美は、適正な領域を超した過度の指導が起らないような歯どめ措置を置くべきだという趣旨の発言をする³⁷⁾。浅見俊雄主査は、これに対して、専門部会としては特に対応をする予定はないということを示唆しつつ、体育や保健体育に関して書かれるであろう報告書の部分に行き過ぎた性教育を奨励するような箇所は実際のところあるのかどうかと次のように審議官に尋ね確認する。

浅見主査

わかりました。体育・保健体育の中ではそういうことを奨励するような書き方は全くないですね。

(同上、専門部会第17回議事録)

委員長の確認に、今関調査官は「ありません」と否定して応じた³⁸⁾。現状計画されている書きぶりに問題はないということを確認することで、取り立てて何かを禁じる趣旨の文言を書き加える必要はないことを含意するパフォーマンスである。

しかし和唐正勝委員は、学習指導要領では教育内容について積極的に明確な指針を示すべきなのではないかと繰り返す³⁹⁾。これに対して浅見主査は「学習指導要領にどこまで我々の方で書き込むかというのは、悩ましい問題ではあるんですが。」と応じたにとどめて明確な判断はしていない。高橋課長は浅見の意向を汲み次のように述べる。

高橋課長

教育課程部会というよりは、その前段の

中学校部会が中心になると思いますが、前回は専ら授業時数の話に終始して、その議論は行われておりません。来週また中学校部会の2回目が開催されますので、その中で今のご指摘の点についてもご審議いただくことになっております。

(同上、専門部会第17回議事録)

学習指導要領にどこまで詳しく書き込むかという問題は、同専門部会ではなく、さらには同席委員がいる教育課程部会でもなく、中学校部会が判断すべき包括的な案件であろうという趣旨である。田村、井上、和唐らの提案が中学校部会で採用されるならば同専門部会としても異議を唱えるつもりはないが、何れにしても同専門部会はこれ以上の判断をここでしなければならない役回りにはないという意味が込められている。「来週」に行われることになっている第2回目の中学校部会に議論を期待すればよしとして議論を収束させたのであるが、この、「来週」に行われることになっている第2回目の中学校部会では、性教育について議論がなされた記録は見当たらない⁴⁰⁾。最終的に当該箇所は次のようにまとめられた。

1 現 状

学校における食、安全、性に関する指導は、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、日常生活において適切な健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことなどを目的として行われている。

2 課 題

性に関する指導における課題としては、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化してきており、

子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶の問題もみられる。このため、体の発育・発達や心身の健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、これらに関連付けて指導することが重要である。なお、指導にあたっては集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが必要である。

3 改善の方向性

学校教育全体での食育、安全教育、性に関する指導を、家庭や地域社会と連携を図りながら推進することができるよう改善を図る。

性に関する指導については、発達段階を踏まえて指導することができるよう指導の在り方の改善を図る。

4 改善例

食、安全、性に関する指導については、発達段階を踏まえつつ学校教育全体を通じて適切に行われるようにするとともに、家庭や地域社会との連携を図り、理解を得ながら適切に行われるようにするなどの改善を図る。

小学校体育科保健領域、中学校保健体育科保健分野において、性に関する指導を発達段階を踏まえて指導することができるよう指導の在り方の改善を図る。

(「食育、安全教育、性に関する指導に関する現状と課題、改善の方向性(検討素案)」健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第17回配付資料、2007年9月4日。)

4 考 察

以下3点を、上記の分析から導く知見とした。

4-1 批判言説を限定化する緩衝剤として機能した中央教育審議会

中央教育審議会の審議の終了時点で、改訂版の学習指導要領に反映されることになる性教育事項は、実質的に従来の性教育方針とほとんど変わっていないことに注目したい。批判動向の高揚期に中央教育審議会の審議にインプットされた性教育批判のダイナミズムは、3年の審議の後に新しい学習指導要領に到達した時には鎮静した限定的なパッケージとなっていた。

性教育批判を受けてなされた中央教育審議会での審議の結果、新しい学習指導要領に集約した変更点は、学習指導要領の関係箇所以下の3点を留意点として意識することにとどまった。すなわち、子どもたちの発達の段階を踏まえること、学校全体で取り組むこと、保護者の理解を得ること、の3点である。この変更点は具体的には学習指導要領の解説の該当箇所ごとに、「なお、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。」という文言を挿入することで形にされた。専門部会の第7回会議で配布された資料にも記されていたように、文部科学省は当初、調査研究の結果を受けて望ましい性教育の取組例、全国に参考となる取組例を事例集として作成・配布する意向を示していた。しかしながら、これについては行われていない。それとともに、日本の学校教育における性教育の大本の指針である文部省制作のガイドブック『学校における性教育の考え方、進め方』も、新しい学習指導

要領が出されたあとも改訂されず1999年版がそのまま有効なものとして生きている。

このような経緯を帰結させた中央教育審議会における審議と、そこにおける文部科学省の役割は興味深い。2002年に始まったダイナミックな批判運動の中での、文部科学省の官僚的なルーティーンに徹した対応は、高揚していた性教育批判の言説を限定化する緩衝剤として機能している。文部科学省は、2005年の国会論議を受けて、性教育に対する意見聴取および全国調査の実施に機敏に着手して批判者の意向に誠実に対応する姿勢を見せながらも、同省による新規の対応はいわば条件整備の措置とあってよいそのふたつにとどまっている。内容面の再検討については山谷の求めに従って中央教育審議会に委ねるというルーティーン的な方法が採られ、文部科学省自らの判断は禁欲した形ではあるが、本稿3-1および3-2から分かるように、文部科学省は審議会の事務局として審議の検討案の準備、たたき台の作成、議論の集約作業を担いながら、審議の実質的な方向づけを行っていることを読み取ることができるのである。

その方向は、従来の性教育の方針を大枠で維持し、性教育が過剰に話題化することを避けるものとなっている。合意点として新しい学習指導要領に挿入されることとなった3つの論点にしてもなんら新規なものではなく、既存の論点からピックアップしたものに強調を付したに過ぎない。ましてや、使用する用語を「性教育」から「性に関する指導」⁴¹⁾に戻し、更には、「心身の成長発達についての正しい理解」へと変更した処理は、性教育を健康教育という広い議論の中に位置づけることによって「性教育」批判の焦点化先鋭化を避けるとともに、「性教育」の新たな方向づけという衆目の難題に取り組むことそのものを回避することを可能にする膳立てである。

4-2 特筆すべき副産物としての全国調査

学校の性教育に対する批判キャンペーンの中で、日本で最初の性教育全国調査が副産物として具体化したということは、日本の性教育制度研究の観点からは特筆すべきことである。この種の基本的な全国調査は、十分以前に実施されていてしかるべきであるが、性教育実践に関する全国データが存在していなかったことは、実際のところ研究者にも明確に認識されていたわけではなかった。ようやく学校での性教育の輪郭が明らかになったということである。

批判キャンペーンを解釈する観点からこの全国調査をみると、調査結果は皮肉である。批判者の求めに応じて行われた全国調査の結果が示しているのは、学校で行われている性教育が批判者が主張するような行き過ぎたものであるというより、質量ともに不十分であるという実態であった⁴²⁾。

4-3 親の位置づけ再考

大凡において従来の性教育の方向性を維持した文部科学省対応であったが、中央教育審議会の審議を通じて提示された観点の中に、日本の性教育にはそれまで脆弱であった要素を看取することができる。それは、性教育における親の位置づけである。性教育における保護者の理解の重要性については、新しい学習指導要領で強調された3つの論点のひとつとしても入れられているが、ここに従来とは異なるベクトルを読み込まなければならない。

確かに、性教育における親の重要性は従来から日本においても認識されていなかった訳ではない。しかし、性教育はあくまでも学校の責任においてなされているという理解を前提として親に協力を求めるという趣旨であった。2002年に始まった性教育批判キャンペーンが学校現場をそれ以前になく当惑させた原因のひとつは、

批判の論理が親こそが性教育の最終的な決定の権限と責任を持つのであって、したがって学校でどのような性教育を行うかの決定に親の意向は優先席に考慮されるべきだという論理が足場となっていたからである。この「単刀直入」な考え方⁴³⁾は、欧米の性教育論議ではしばしば見られるもの⁴⁴⁾だとはいえ、日本ではあまり馴染みがあるものではなかった。文部科学省の全国調査の結果が、小学校では10.1%の学校が、中学校では33.1%の学校が、性教育の教育内容をどのような形であっても事前に親に知らせていないことを明らかにしたように、性教育の内容について親の承認を得るという発想そのものが、日本の学校には一般的であったとはいえない。

そうした中で2002年から始まった批判キャンペーンでは、親の理解を得るという論理にとどまらずに、親こそが性教育の最終的な決定権限を持つという議論もが一足飛びに展開されたのであり、その論理と乖離した学校現場を、教育内容の議論と混在した形で狼狽させることにもなったのである。文部科学省はといえば、実のところこの考え自体には反対していない。したがって、学習指導要領に強調点として挿入された「保護者の理解を得る」ことは、従来の、保護者に学校の性教育に協力してもらうという程度の理解を越えた要素を含むことになったということは留意すべき点だ。性教育がときに激しい政治的対立をとまなうのは、親の信教の自由と密接な要素を持つからなのだが、性教育のそうしたナイーブな性格については、日本ではあまり注目されてこなかった⁴⁵⁾。

新しい学習指導要領に挿入された3つの大局的原則的観点は、批判キャンペーンの論理に直接同調するものではないにしても、性教育批判が訴えていた「行き過ぎた性教育」が学校で行われているということを必ずしも否定したものでなく、親の意向が汲まれていないという批

判者たちの論理を排除しているものでもない。新たに強調された3つの留意点は、それらに十分留意することによって批判の対象となった類いの事例は避けられるという趣旨で挿入されたのでもあって、教師たちにはそのような性教育をしてはならないという隠喩的なメッセージともなっている。

【本稿は、科研費24531018および2012年度専修大学研究助成（研究課題「性教育政策分析が顕在化させた公私二元論限界問題の理論的研究」の研究成果の一部である。また、本稿は Hiroko Hirose ‘Consequences of a recent campaign of criticism against school sex education in Japan’ *Sex Education*, Volume 13, Issue 6, page 674-686, Routledge, UK, 2013 (Published online: 19 Jun 2013) の骨子を維持しながら全体的に加筆修正したものである。）

〈註〉

- 1) 中央教育審議会初等中等教育部会教育課程部会健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第17回会議配付資料。「現行の学習指導要領における食育、安全教育、性に関する指導に関する主な内容」2007年9月4日。
- 2) 文部省『学校における性教育の考え方、進め方』ぎょうせい、1999。
- 3) 例えば、1990年代初頭には高橋史朗、田能村祐麒、村瀬幸浩らが関わったものがある。
- 4) 浅井春夫、橋本紀子、村瀬幸浩『ジェンダーフリー・性教育バッシング-ここが知りたい50のQ&A』大月書店、2003。橋本紀子「日本のジェンダー平等と性教育をめぐる動向と課題」日本教育学会『教育学研究』72 (1)、2005。鹿間久美子「わが国における性教育の振り子論：第二次世界大戦以降を中心にして」日本思春期学会『思春期学』26 (3)、2008。猪瀬優理「性教育をめぐる政治と文化」『北海道大学文学研究科紀要』125、2008。
- 5) 北海道新聞2002年6月20日、読売新聞2002年6月19日、熊本日々新聞2002年7月21日。

- 6) 「ジェンダーフリー」という用語は、1990年代に学校教員の間でジェンダー平等を意味するものとして広く使われるようになった。性教育批判をした人々と「ジェンダーフリー」バッシングを担った人々とは多くは重なっている。
- 7) 参議院予算委員会2005年3月4日。
- 8) 同上。
- 9) 東京都議会、2003年第2回定例会（第10号）、7月2日。
- 10) 東京都教育委員会報道発表2003年9月11日。
- 11) 東京地方裁判所平成17年（ワ）第9325号 損害賠償等請求事件（第1事件）、平成17年（ワ）第22422号 損害賠償等請求事件（第2事件）。東京高等裁判所平成21年（ネ）第2622号平成23年9月16日第2民事部判決、各損害賠償等請求控訴事件。本稿校正中の2013年11月28日に、最高裁第1小法廷（金築誠志裁判長）が、原告被告双方の上告を棄却したことによって一審、二審の判決が確定したことが、翌日各紙（読売新聞、朝日新聞、日本経済新聞等）によって報じられた。
- 12) 東京地方裁判所平成18年（行ウ）第236号、懲戒処分等取消請求事件。
- 13) 参議院予算委員会2005年3月4日。
- 14) 文部科学省『『義務教育諸学校における性教育の実態調査』について』、2005年12月22日。
- 15) 同上。
- 16) Hashimoto, N., H. Shinohara, M. Tashiro, S. Suzuki, H. Hirose, H. Ikeya, K. Ushitora, A. Komiya, M. Watanabe, T. Motegi and M. Morioka. 2012. Sexuality education in junior high schools in Japan, *Sex Education*, 12 (1) : 25-46. 日本語版は、橋本紀子、篠原久枝、田代美江子、鈴木幸子、広瀬裕子、池谷壽夫、良香織、小宮明彦、渡部真奈美、茂木輝順、森岡真梨）「日本の中学校における性教育の現状の課題」『教育学研究室紀要：「教育のジェンダー」研究』女子栄養大学、9、p.3-20、2011。
- 17) 同上。
- 18) 同上、p.17。
- 19) 審議のまとめは、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会「健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会 これまでの審議の状況-すべての子どもたちが身に付けているべきミニマムとは？-」2005年7月27日。

- 20) 健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第1回会議配付資料。「『健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会』のスケジュール(案)」2004年10月26日。
- 21) 専門部会の議事録は文部科学省ウェブサイトから閲覧可能。第1回から第15回までは発言者氏名なし。第16回及び第17回は発言者氏名あり。http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/022/giji_list/index.htm
- 22) 健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第5回会議配付資料。「第4回専門部会における主な意見の整理(『性教育』関係部分)」2005年1月31日。
- 23) 本稿「1-1-2」参照。
- 24) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会「健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会 これまでの審議の状況—すべての子どもたちが身に付けているべきミニマムとは?—」2005年7月27日。
- 25) 「VIその他 —健やかな体を育む教育という観点から 今後、学校教育全体で取り組むべき課題について—」。
- 26) 「(2)」として置かれたものは食育である。
- 27) 「体育科・保健体育科の現状と課題, 改善の方向性(検討のたたき台)」健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第13回会議配付資料。2006年8月8日。
- 28) 健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第14回議事録、2006年8月16日。
- 29) 健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第16回議事録、2007年8月28日。
- 30) 今関の名は、議事録及び出席者一覧には記されていない。
- 31) 前出、健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第16回議事録。
- 32) 同上。
- 33) 同上。
- 34) 「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」平成19年11月7日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会。
- 35) 高橋の名は、議事録及び出席者一覧には記されていない。
- 36) 健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会第17回議事録、2007年9月4日。
- 37) 同上。
- 38) 同上。
- 39) 同上。
- 40) 教育課程部会中学校部会議事録2007年9月11日。
- 41) 文部省「生徒指導における性に関する指導 中学校・高等学校編」1986。
- 42) 前出文部科学省「『義務教育諸学校における性教育の実態調査』について」。前出橋本他「日本の中学校における性教育の現状の課題」。
- 43) Reiss, M. 'Conflicting philosophies of school sex education', *Journal of Moral Education*, 24 (4): 371-381, 1995, p.373.
- 44) 前出Reiss 'Conflicting philosophies of school sex education'、広瀬裕子『イギリスの性教育政策史 自由化の影と国家「介入」』勁草書房、2009。
- 45) 学校で行う性教育が、親の信教の自由の問題、あるいは私的領域と公的領域の分離という近代社会の政治原則と密接な関わりを持ち、したがって時に激しい政治的対立を生むイシューとなることは、たとえばイギリスの事例については前出広瀬『イギリスの性教育政策史:自由化の影国家「介入」』に詳しい。学校における性教育は、子どもたちが直面する諸問題への有効な対処方法を考慮することと、親の意向に沿うことという、時には相反する課題を調整しながら運営されなければならない容易ならざる営みなのである。